

税制改正①一般社団法人を利用した節税封じ

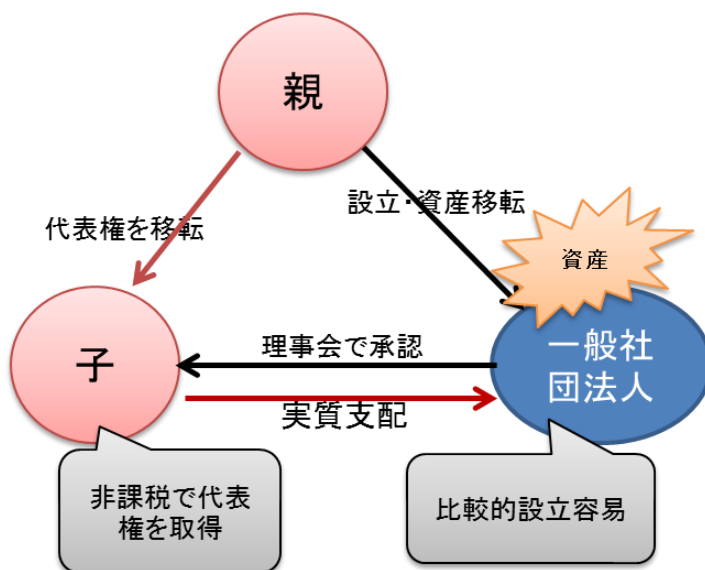
今年の税制改正には、相続税の過度な節税防止の対策が入っています。一般社団法人を設立して相続税の課税を逃れたり、住宅を贈与して宅地にかかる相続税を減らしたりする節税策が広がっており、2018年度税制改正で具体的な対策を講じると発表されました。税制改正の中身はまだ決まっていますが、何故一般社団法人の節税策が注目されるのか、またどう節税策を封じようかとされているのか見てみましょう。

一般社団法人の特徴

社団法人は 2008 年から営利目的でも設立できるようになりましたが、(公益社団法人や非営利型法人を除く)一般社団法人は、役員の数や親族の割合に関する定めもなく、比較的容易に設立できる上、株式会社と違って、企業の株式に当たる持分が存在しないため、相続税がかからないメリットがあります。株式等の持分がないと、配当等もできませんが、社員総会の決議により残余財産の帰属先を定めることは可能となる抜け道もあります。

この仕組みを悪用して節税に使うケースが増えているとされています。その方法は、まず親が代表者となって一般社団法人を設立し、資産を移します。その後子供を代表に就かせ、法人の支配権を継承させても、社団法人には普通の法人のような株式にあたる持分がないため、実質的支配権を親から子へ移転しても、相続税はかかりません。さらに一般社団法人に移した資産の価値が将来的に上がったたり、利益を生んでも、その上昇分も含んで、子供ばかりか、孫やその先の代まで、延々と非課税で資産を継承できることとなります。

さらに、法人設立にかかる費用は登記の 6 万円しかかかりません。設立要件については、「公序良俗に反しない限り全ての事業が対象」としています。この設立要件の緩さから、2016 年は 6,075 件が設立されており、この 5 年で 1.5 倍と急増しているそうです。



特定一般社団法人等に対する相続税課税制度の創設

税制改正案では、(被相続人およびその配偶者または 3 親等内の親族等) 同族役員の数 $\geq 1/2$ を超えるなどの一定の要件を満たす一般社団法人を、「特定一般社団法人等」と定義しています。そして特定一般社団法人等の役員(理事)が死亡した場合には、その「純資産額」を同族役員の数で割った金額を、特定一般社団法人が、被相続人(死亡した役員)から遺贈されたとみなされて、特定一般社団法人に相続税が課税されます。

特定一般社団法人の「純資産額」の計算方法も「同族役員」の定義も、まだ税制改正の条文が公表されていないので、詳細はわかりません。既に一般社団法人を設立した事例でも、その詳細が確定してから、具体的な対応策を検討することになるでしょう。